

平成 28 年 2 月 25 日

第 2 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成28年第2回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年2月25日(木)午後1時30分から

2. 開催場所 小国町山村開発センター 405号室

3. 出席委員(11名)

会 長		北里 耕亮
会長職務代理者	1番	高村 夏規
委 員	2番	北里 千尋
	3番	北里 隆泰
	4番	安武 聖
	5番	佐藤 仲子
	6番	宮崎 博美
	7番	石松 丈多郎
	8番	阿南 美穂
	9番	明里 孝良
	10番	松岡 克明

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
(関係委員 6番 宮崎委員)

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について
(関係委員 3番 北里委員)

第4 議案第1号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について
(関係委員 1番 高村委員)

第5 議案第2号番号1 農地法第4条の規定による許可申請について

(関係委員 3番 北里委員)

- 第6 議案第2号番号2 農地法第4条の規定による許可申請について
(関係委員 10番 松岡委員)
- 第7 議案第3号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第3号2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について
- 第9 報告第1号番号1・2 農地法第3条の3第1項の規定による届出
- 第10 報告第2号番号1・2 農業生産法人報告書について
- 第11 報告第3号 和解調書の報告について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局係長 加祥 一恵

7. 会議の概要

事務局長 　　ただ今から平成28年第2回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は11名で、総会は成立しております。それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北里会長にお願いいたします。

議　　長　　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、1番 高村委員 10番 松岡委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の加祥さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります

議 長 次に、日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開きください。議案第1号番号1 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成28年2月25日提出 小国町農業委員会 会長 北里耕亮 番号1 農地 下城字城ノ迫他2筆 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 858 m² 権利の種類 所有権移転 当事者については、議案集のとおりです。主なる理由は所有権移転です。許可基準に照らした結果について説明します。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、問題はありません。また、地域との調和要件についても、周囲の営農条件等についてもクリアされております。別綴じの資料は1ページから申請書の写しがつけてあります。事務局からは以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、下城地区担当の宮崎委員から報告をお願いします。

6 番 2月9日に事務局と阿南委員と確認に行きました。ここは、10数年前から空家ですが、譲受人が管理をされておられるようきれいに管理をしております。畑は町道を挟んで両サイドです。そう大きい畑ではございませんが、以前より管理者が購入できたらいいのではないかと感じておりました。皆様の審議方よろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は提案のとおり決定しました。

議 長 次に、日程第 3 議案第 1 号番号 2 「農地法第 3 条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第 1 号番号 2 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成 28 年 2 月 25 日提出
小国町農業委員会 会長 北里耕亮 番号 2 農地 北里字城 一部西里です。田が 5 筆 畑が 3 筆 面積 田 8902 m² 畑 1662 m² 権利の種類 所有権移転 当事者については、議案集のとおりです。主なる理由は農業後継者に贈与するものです。許可基準に照らした結果について説明します。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、問題はありません。また、地域との調和要件についても、周囲の営農条件等についてもクリアされております。別綴じの資料は 19 ページから申請書の写しがつけてあります。事務局からは以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、北里地区担当の北里委員から報告をお願いします。

3 **番** 先日、高村委員と事務局の 2 人と現地確認に行きました。後継者に贈与するということです。農地については 44 ページ以降の写真のとおりよく管理されております。後継者に贈与するということですので皆様の審議方よろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただ

いまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第 1 号番号 2 について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 2 は提案のとおり決定しました。

議 長 次に、日程第 4 議案第 1 号番号 3 「農地法第 3 条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第 1 号番号 3 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成 28 年 2 月 25 日提出
小国町農業委員会 会長 北里耕亮 番号 3 農地 下城字
屋形尾野 1 筆です。地目 畑 現況 畑 面積 2450 m² 権利の種類 所有権移転 当事者については、議案集のとおりです。主なる理由は相手方の要望です。写真ではわかりずらいかと思いますが、ぜんまいを人工的に移植して栽培をしています。許可基準に照らした結果について説明します。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、問題はありません。また、地域との調和要件についても、周囲の営農条件等についてもクリアされております。別綴じの資料は 47 ページから申請書の写しがつけてあります。事務局からは以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、下城地区担当の高村委員から報告をお願いします。

1 **番** 報告します。この畑は、譲渡人もきれいに管理をしておりましたが、事故にあい作業が出来なくなり今年の収穫は出来

ない状況になりましたので、部落の方で買ってくれる人をさがしておりました。ぜんまいということではなかなかおりましたが、山菜を朝市に出されておられる譲受人が欲しいということで、良い人に所有権移転が出来ると思います。皆様方の審議方よろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第1号番号3について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号番号3は提案のとおり決定しました。

議 長 次に、日程第5 議案2号番号1「農地法第4条の規定による転用を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号番号1 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。平成28年2月25日提出 小国町農業委員会 会長 北里 耕亮

土地については北里字一ノ谷です。地目 田 現況 田 農振農用地外です。面積 1352 m² 申請人は議案集のとおりです。転用目的は、植林です。転用理由は、事業計画書にありますように周辺を山林に囲まれ、日照時間が短い為、収穫量が少なく、又、獣害被害もあり、田として維持管理していくことが困難となり山林に転用をするものです。許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、中山間地域に存在する小集団農地ということ で第2種農地と判断しました。続きまして一般基準ですが、資

金については、通帳の写しがついております。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、排水同意書及び隣地の所有者と耕作者の同意書が添付されております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、確実と見込まれます。計画面積の妥当性については、妥当。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無は、支障なく要件をクリアしております。資料については、59ページからです。事務局からは以上です。

議長 長 ただいまの事務局の説明に関連して、北里地区担当の北里委員から報告をお願いします。

3番 最初に確認ですが、62ページの資金計画の中はクヌギとなっていますが、事業の目的のところは杉となっておりますが、どちらですか。

事務局 スミマセン、杉です。

3番 確認でした。写真でご覧のとおりですが、場所は、元大根洗い場の先です。元線路側の方は湿原であり、日照が悪くもともと生産性の悪い圃場であったと思います。ここ3~4年獣害被害がひどくて、昨年については収穫が出来なかったのではないかと思います。そういうことで、植林をし山林に転用をするということですので、皆様のご審議方よろしく申し上げます。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2番 お尋ねします。山林転用の時の排水同意書は必要なのですか？私は、初めて見たような気がしますが？

事務局 添付した方が望ましい書類です。

2番 わかりました。

議 長 私からいいですか。常任会議員会議にこの案件は上がると
思いますが、通常水の流れやどのように植えるのかの書類が
でておりますが、この案件については、それはどうなってい
ますか？

事務局 添付書類として出してほしいと言っていますが、なかなか
その記載のある書類がでてきませんので、私の方で、状況を
聞きながら作成しています。

議 長 書類作成のサポートをすることで対応しているのですね。

議 長 他にありませんか

7 番 69 ページの承諾書は、二人の名前でかかれていますが、
排水承諾書は一人の名前しか書かれていませんが、これは一
人でよろしいのでしょうか？

事務局 これはたまたま一人が排水の管理人というだけですので、
もう一人の方は管理人ではありませんので一人だけです。

議 長 よろしいですか？それでは採決いたします。議案第2号番号
1について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を
お願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号番号1は許可相当として県
知事に意見を送付いたします。

議 長 次に、日程第6 議案2号番号2「農地法第4条の規定によ
る転用を目的とする許可申請について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号番号2 農地法第4条第1項の規定による許可
申請に対する意見について 農地法第4条第1項の規定によ
り、下記農地の申請があったので意見を求める。平成28年2

月 25 日提出 小国町農業委員会 会長 北里 耕亮

土地については上田字流です。地目 畑、現況 山林 農振農用地外です。面積 1576 m² 申請人は議案集のとおりです。転用目的は、山林です。転用理由は、事業計画書にありますように道の便が悪く農地としての維持管理が困難となった為、平成 7 年当時桜やもみじを植林し、山林として維持管理しています。既に山林となっている為、始末書が添付されております。許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、中山間地域に存在する小集団農地ということで第 2 種農地と判断しました。続きまして一般基準ですが、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣地の所有者と耕作者の同意書が添付されております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、確実と見込まれます。計画面積の妥当性については、妥当。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無は、支障なく要件をクリアしております。資料については、73 ページからです。事務局からは以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、上田地区担当の松岡委員から報告をお願いします。

10 番 先日北里委員と事務局の二人と確認に行きました。この土地は流に続く町道から少し入ったところですが、この辺りは、20 年以上の杉とか雑木の山林となっており、自宅からも遠く周りも山林化しておりますので山林として維持管理していくものです。皆様のご審議方よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第 2 号番号 2 について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号番2は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 それでは日程第7の議案第3号番号1「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。この案件は5番佐藤委員が利害関係者になりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により退席をお願いします。関係議案終了後に入室していただきます。(5番佐藤委員退席) それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第3号番号1 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。平成28年2月25日提出 小国町農業委員会 会長 北里 耕亮
小国町長より平成28年2月19日付で農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の新規が2件で再設定が3件で、面積は39350.3㎡です。個別の案件により説明をいたします。番号1 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書のとおりです。利用権を設定する土地は大字下城字永畑です。地目 畑 面積8086㎡ 利用内容 野菜 利用権の種類 賃貸借権 平成28年3月1日～平成33年2月28日まで、借り手の農業経営状況 年齢60歳 農作業従事日数250日 経営面積31701㎡ 主な経営作目 水稻・大根 新規設定です。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第3号番号1について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号番号1原案のとおり決定いたしました。(5番佐藤委員入室)

議 長 ただ今の議案について報告いたします。議案第3号番号1は堤案の通り決定しました。

議 長 それでは日程第8の議案第3号番号2「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第3号番号2 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。平成28年2月25日提出 小国町農業委員会 会長 北里 耕亮

番号2 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字宮原字上湯原地目 田 面積 3290 m² 利用内容 水稻 利用権の種類 賃貸借権 平成28年3月1日～平成38年2月28日まで、借り手の農業経営状況 年齢62歳 農作業従事日数180日 経営面積4429 m² 主な経営作目 水稻 新規設定です。

番号3 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書のとおりです。利用権を設定する土地は大字北里字田代地目 田22筆 面積16729.3 m² 畑6筆 面積3232 m² 利用権の種類 使用賃貸借権 平成28年2月29日～平成38年3月31日まで 借り手の農業経営状況 年齢52歳 農作業従事日数200日 経営面積27902 m² 主な経営作目 ほうれん草・水稻 再設定です。

番号4 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字西里字野中地目 田2筆 面積2589 m² 畑1筆 面積897 m² 利用内容 水稻 利用権の種類 賃貸借権 平成28年2月29日～平成

38年3月31日まで、借り手の農業経営状況 年齢52歳 農作業従事日数200日 経営面積27902㎡ 主な経営作目 ほうれん草・水稻 再設定です。

番号5 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字北里字古閑ノ園 地目 田1筆 面積2416㎡ 畑2筆 面積2111㎡ 利用内容 水稻 利用権の種類 賃貸借権 平成28年2月29日～平成38年3月31日まで、借り手の農業経営状況 年齢52歳 農作業従事日数200日 経営面積27902㎡ 主な経営作目 ほうれん草・水稻 再設定です。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

3 番 確認です。今の番号5ですが、別紙の方は再設定。議案の方は新規となっておりますが？

事務局 大変申し訳ございません。再設定が正しいです。

議 長 他にありませんか？

7 番 同じ借り手の人なのですが、農業経営の状況等が記入されているページと記入されていないページがありますが？

事務局 スミマセン、記入していないところは、記入している状況と同じです。漏れておりました。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第3号番号2について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第3号番号2について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号番号2は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に日程第9 報告第1号番号1・2 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出 農地法第18条第6項および農地法施行規則第12条の2の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。
番号1 合意解約者 賃貸人・賃借人は議案集のとおりです。
解約する土地は、上田 地目 田9筆 面積 14818㎡です。
番号2 合意解約者 賃貸人・賃借人は議案集のとおりです。
解約する土地は、黒淵 地目 田6筆 面積 3245㎡ 畑6筆 面積4701㎡です。以上です。

議長 ありがとうございました。ただいまの事務局からの報告について発言のある方は挙手願います。

3 番 この2件の合意解約後についての情報は何か出ていますか。

事務局 番号1は、上田の農地が開いた時には知らせて欲しいと言われている方がいますが、所有者に確認を取ってからと思いますので再三電話をかけていますがなかなかおられないようで、そこで止まっています。番号2は、親子間の利用権設定でして、経営移譲年金がらみの利用権設定でしたが、これからは所有者が申告もして農業をやっていくということですので、状況としてはこれまでと変わりません。

2 番 番号 1 については、娘さんが西里の方に嫁いでおりますのでその方に聞かれたらと思います。所有者が少し認知が出てきておりますので、娘さんに話された方がよいかと思います。

議 長 他にありませんか。
ないようですので、これで報告第 1 号番号 1・2 を終わります。

議 長 次に日程第 10 号 報告第 2 号番号 1・2 農業生産法人報告書について事務局より報告をお願いします。

事務局長 農業生産法人報告書ということで、菊池農場と菅原牧場の報告書が出ております。別紙 91 ページが菊池農場の報告書です。法人の形態は株式会社、経営面積は田 2.5ha 畑 0.86 ha です。事業の種類は肉牛（あか牛）と水稻です。売上高は記載のとおりです。執行役員の状況についても記載のとおりです。他に決算報告書等添付されております。
次に 99 ページが菅原牧場の報告書です。法人の形態は合同会社、事業の種類は牛乳、売上高は記載のとおりです。執行役員の状況についても記載のとおりです。他に決算報告書等添付されております。
以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありますか。

10 番 農業生産法人は毎年出さなければならないのですか？

事務局長 そうです。後、もう 1 件出てきます。

3 番 菊池農場はこのような報告書を菊池市農業委員会にも提出しているのですか？

事務局長 そうです。

議 長 他にありませんか？

ないようですので、報告第2号番号1・2を終わります。

議長 次に報告第3号 和解調書の報告について事務局より報告をお願いします。

事務局長 報告第3号 昨年から仲介の農業委員さんには大変お世話になりました。和解が成立し和解調書を作成しましたので報告いたします。内容は、別紙をお読みください。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告について何か質問はありませんか。

2番 1月29日に全額完納するとありますが、これはもう払ったということではないのですか。

事務局長 はい。その通りです。

2番 それから、農地は元の状態に戻し、双方が現場を立ち合い境界及び畔を造るものとする。とありますが、最初と田の形態が変わっているということですか？

事務局長 もともと1筆の田でしたが、便宜上使い勝手がよいように畔をつくって境を作ったのですが、そこを双方が立ち合って境界を確定するというので合意しております。農地としては荒らかしたらいけませんので、それぞれがそうならないようにするというのを聞いております。

議長 他にありませんか。内容ですので、以上をもちまして小国町農業委員会第2回総会を閉会致します。

平成28年第2回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

1番

10番